

令和元年 8 月23日（金曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和元年 8 月 23 日（金曜日）

出席議員（16 名）

1 番	吉 田 眞 悦 君	2 番	鈴 木 宏 通 君
3 番	村 松 秀 雄 君	4 番	吉 田 二 郎 君
5 番	平 吹 俊 雄 君	6 番	手 島 牧 世 君
7 番	佐 野 善 弘 君	8 番	藤 田 洋 一 君
9 番	山 岸 三 男 君	10 番	柳 田 政 喜 君
11 番	前 原 吉 宏 君	12 番	櫻 井 功 紀 君
13 番	福 田 淑 子 君	14 番	千 葉 一 男 君
15 番	我 妻 薫 君	16 番	大 橋 昭 太 郎 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町 長 部 局

町 長	相 澤 清 一 君
副 町 長	須 田 政 好 君
総 務 課 長	佐々木 義 則 君
教育委員会教育次長	佐々木 信 幸 君
教育委員会教育総務課長	佐 藤 功 太 郎 君
教育委員会教育総務課主事	島 彩 花 君
子ども家庭課 長	今 野 正 祐 君
子ども家庭課 主事	伊 藤 智 昭 君
南郷病院事務 長	日 野 剛 君
南郷病院参事	大 橋 浩 二 君
防災管財課 長	寒河江 克 哉 君

議会事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長	佐 藤 俊 幸 君
事務局次長兼議事調査係長	高 橋 美 樹 君

議事日程

令和元年 8 月 2 3 日（金曜日） 午前 1 0 時 0 0 分開会

第 1 開 会

第 2 議長挨拶

第 3 説明及び意見を求める事項

- 1) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について
- 2) 幼児教育・保育の無償化について
- 3) 土地及び建物（旧南郷病院医員住宅）の買い戻しについて

第 4 その他

第 5 閉 会

午前 10 時 00 分 開会

○事務局長（佐藤俊幸君） おはようございます。御苦労さまです。

全員協議会のほう、それではよろしく願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） おはようございます。連日大変御苦労さまでございます。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は3件です。

どうぞスムーズに全員協議会が進められるようよろしくお願いします。

本日の全員協議会は全員出席です。ただいまから会議を始めます。

まず最初に町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） どうも皆さんおはようございます。

きょうは9月会議の前に大変お忙しい中、議会全員協議会を開催していただきまして感謝を申し上げます。

ただいま9時から30年度の監査意見ということで、監査委員さんからいろんな御指導・御意見もいただきました。それらも踏まえまして9月会議にはしっかりと説明したいなと思っているところでございます。

それでは、本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催をいただき、厚くお礼申し上げます。

本日、全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目は、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について、2点目は、幼児教育・保育の無償化について、3点目は、土地及び建物（旧南郷病院医員住宅の買い戻しについて）であります。

初めに、1点目の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について御説明申し上げます。

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会が毎年度、その権限に属する事務の管理及び執行状況の点検を行い、議会に提出するとともに公表するものであります。

美里町教育委員会では、平成30年度事業を対象に点検・評価を行い、美里町教育委員会評価委員会からの意見を踏まえて、令和元年8月8日に報告書をまとめ、8月20日に美里町議会議長に提出いたしました。

本日は教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど教育委員会から御説明申し上げます。

次に、2点目の幼児教育・保育の無償化について御説明申し上げます。

国は、急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、幼児期の教育及び保育等を行う施設等の利用に関する制度変更を行うこととしておりました。そのため、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律並びに改正法の施行に伴う関連政令及び内閣府令の一部改正が本年5月に行われ、10月1日から施行されることとなっております。

主な内容につきましては、幼稚園や保育所等に通う3歳から5歳までの児童に係る利用料を無償にするとともに、保育の必要性があると認定された住民税非課税世帯のゼロ歳から2歳までの児童に関する利用料についても無償にするというものでございます。

本日は、幼児教育・保育の無償化という国の制度変更に伴う内容ではありますが、美里町の幼児教育・保育に大きく関係することから、その概要について議員の皆様にご説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど子ども家庭課長から御説明申し上げます。

次に、3点目の土地及び建物（旧南郷病院医員住宅）の買い戻しについて御説明申し上げます。

平成26年5月7日に町が売却した旧南郷病院医員住宅の土地に町及び購入者の両者が契約時に認識していなかった水道管が埋設されていたことが、契約後に発覚しました。土地及び建物の購入者が購入直後に土地の一部を畑として使用するため、トラクターで耕していたところ、埋設されていた水道管を破損させ、町に撤去の要請をいただいております。しかしながら、町では速やかに対応することなく、平成31年2月26日の住民懇談会の場で質問を受けました。その関係課の職員が確認し対応について調査した結果、法的に町が撤去することはできないことが判明しました。また、令和元年7月31日に購入者から水道管の埋設により購入した目的が達成されない旨の申出書が提出されたことから、購入者の申し出に応じて、売却した土地及び建物を町が買い戻すことをお願いするものであります。

本日は、その内容について御説明申し上げるものでございます。詳細につきましては、後ほど南郷病院事務長から御説明申し上げます。議員皆様の御理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） それでは、早速3の説明及び意見を求める事項、1）教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書についてに入ります。それでは、総務課長。

○総務課長（佐々木義則君） おはようございます。本日もよろしくお願いいたします。

それでは、1点目の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書についての説

明員を紹介させていただきます。

教育委員会教育次長の佐々木でございます。

- 教育次長（佐々木信幸君） 佐々木です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく、教育委員会教育総務課長の佐藤でございます。
- 教育総務課長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく、教育委員会教育総務課主事の島でございます。
- 教育総務課主事（島 彩花君） 島です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは早速、佐々木教育次長のほうから御説明を申し上げます。
- 議長（大橋昭太郎君） 教育次長。
- 教育次長（佐々木信幸君） それでは、教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について、私から御説明を申し上げさせていただきます。座って説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日お配りしております資料は、右上に全員協議会資料と記載のありますA4・1枚物、それから以前にお配りさせていただいておりました点検・評価報告書、それから資料の関係法令チェックシートの3つとなっております。

まず、最初に1枚物の全協資料から御説明をさせていただきます。

この点検・評価報告につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定、その後、この法令が出る場合は地教行法という言葉を使わせていただきますが、26条の規定に基づき毎年度、教育委員会が事務の管理、執行状況の点検と評価を行い、報告をするという定めになっておりますので、その法律に基づいて今年度も点検・評価を行ったものでございます。

経過について申し上げます。

本年度6月27日になります。教育委員会事務局でつくりました点検・評価報告書の原案につきまして、教育委員会定例会で協議し、それを確認していただきました。その後、それを評価委員会に内容の検証と結果報告について依頼をするという確認をその定例の教育委員会で行っております。

これを踏まえまして、7月の9日、第1回評価委員会を開催いたしまして、報告書の案の内容を説明し、協議をさせていただきました。

7月29日、評価委員会の第2回会議を開催いたしました。この時点で各評価委員さん方から御意見をいただいておりますので、その意見の集約というところで主に行っております。

8月7日、評価委員会の第3回会議を開催いたしまして、評価委員会からの点検・評価に関する検証結果をまとめまして報告書として教育委員会に提出をいただきました。

それを受けまして8月8日、教育委員会臨時会、評価委員会から提出されました検証結果を確認し、それに対する改善策につきましても8日、協議をいたしまして、最終的に報告書をまとめさせていただいたというところでございます。

そして、8月20日、点検・評価の報告書を美里町議会議長に提出をさせていただきました。

今後ですけれども、この点検・評価報告書につきましては、美里町議会9月会議初日に、教育長から行政報告として報告をさせていただきます。それと同時に、町のホームページ、それから行政情報コーナー等での公開をさせていただくという予定にしております。

それでは、内容の説明に移ります。本編の資料のほうをごらんいただきたいと思います。

内容がかなり多いので、内容の文言とか、そういったところはちょっと省かせていただきまして、主なところ、要点のみをお話しさせていただきます。

報告書の18ページ、19ページをお開きください。この部分は、点検・評価の対象と方法について記載をさせていただいております。

点検・評価の対象につきましては、18ページの1)から3)まで、教育委員会の会議運営、それから教育委員会が管理及び執行する事務、総合計画を推進するための取り組み、大きく分けてこの3つのくりに分類いたしまして作業を行いました。

19ページですが、(2)点検・評価の方法ですが、1)の部分、先ほど経過説明で申し上げたとおり、教育委員会と評価委員会との間でやりとりをしながら、最終的にまとめますという内容をしております。

それから、2)ですが、作業の手順としまして、先ほど申し上げました3つのくりの点検・評価のほかに、前回までの点検・評価で積み残しのありました改善項目、これらも取り上げながら行うということ、それから例年どおり、法令チェックシートに基づきまして関係法令がきちんと行われているかどうかという確認をしますという内容で記載してございます。

次のページをお開きください。20ページからになりますが、今申し上げました前年度の課題の改善状況という項目になっておりまして、前年度までに改善項目として上がっているものが改善されているのかどうかという確認をまずいたしました。ここでは、全部で4件が改善されていないという形で点検・評価をしてございます。

20ページの3)教育委員会の議事録の公開におくれが生じているというふうな、これは前回も課題としてはあったのですが、30年度中にこれが改善することができなかったということで

ございます。

21ページ、(2)の2)非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置、これにつきまして調査の結果、非常勤職員のほうが正規職員を上回っているという結果でございますので、改善はされていないという結果でございます。

それから、22ページをお開きください。8)旧中埴小学校敷地内のプールと給食棟、これらの撤去がまだ行われておりませんで、敷地をまだ有効に活用することができていないという部分で、改善されていないということになりました。

それから、23ページ、最後の12)ですが、これは前回の点検・評価での課題としてもありましたが、学校給食の栄養摂取基準に満たない給食が県内でも提供されるということで課題となったわけですが、本町でも調査をするというところで、前回の点検・評価は行いましたが、その後、結果を確認しましたところ、やはり一部の栄養価では充足していないものがあるという結果がわかりましたので、改善されていないということにしております。

今後の改善策といたしましては、栄養士会等を定期的に関いておりますので、その中で各学校の栄養価の摂取状況、それから献立などを参考に、お互いに情報共有をしながら充足させていくということで、今は行っているところでございます。

次のページ、24ページをお開きください。

3つの項目で大きなくくりで点検・評価を行うということで申し上げましたが、その1つ目、(1)教育委員会の会議運営についての点検・評価でございます。これはおおむねですが、法令あるいは規則等の内容どおり行われておりましたが、ここで課題となったものは、先ほど前年度からの課題の部分でもあったものがございましたけれども、26、27ページをお開きいただきたいと思います。

26ページの上から2つ目の 議事録の承認の部分でございますが、議事録の承認にも30年度中はおくれが出てしまったという結果が出ております。

それから、右側のページ、27ページの のところ、議事録の公開、先ほども申し上げました議事録の承認のおくれがあると同時に、やはりそれに伴いまして公開についてもおくれを生じってしまったという結果が出ております。

この2つが、この会議の運営での課題ということになります。議事録の作成、承認、公開までのフローチャートをきちんと作りまして、会議終了後、速やかに業務を行い、おくれを生じないように改善していくという方向で考えておりますが、まだ今時点でその30年度中のおくれを取り戻しておりません。今努力して順次公開に向けて用意をしているというところでござ

います。

次のページをお開きください。2つ目の点検・評価のくくりになります。教育委員会が管理及び執行する事務ということになります。

地教行法の第21条に、この教育委員会が管理及び執行する事務というものについて定めがございます。これはこの資料の2ページに、その内容が記載等ございまして、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の抜粋になりますが、第21条に第1号から19号までの項目に記載してございます。この内容に沿いまして順次点検・評価を行っているというものでございます。

29ページの一番下を見ていただきたいと思います。3)の教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関する事というところで、先ほど前年度からの課題のところにもございましたが、やはり非常勤職員が多いということが課題となっております。正規職員に比べますと、倍以上の非常勤職員がいるというところでございますが、改善するということはなかなか難しい面もございますが、改善には向けて努力をしていくというところでございます。

ちょっとページを飛ばさせていただきます。46ページ、47ページをお開きください。

これは、この教育委員会が行う事務に関連しまして、先ほど1号から19号までであると申し上げましたが、それぞれの項目ごとに法令が順守されているかどうかという視点での点検・評価になります。

別冊でお配りしている法令の点検のチェックシートで確認をしたところ、本年度点検結果がバツになったものはありませんが、やはり課題として今後改善に向けて努力しなければならないという三角の部分が幾つかございましたので、それについて申し上げます。

まず、46ページの財産の管理及び運用、これは前の項目でも出ておりましたが、中坪小学校の跡地にございます旧給食棟とプール、これをなるべく早目に撤去をして活用できる状況にしていきたいと思いますということで考えてございます。

それから、47ページ、になります。指導主事の配置、これは指導主事につきましては、一応努力義務ということで考えてございまして、美里町では今、学校教育に関しては指導員を専従で配置しておりまして、各学校に対しての指導は行っているところですが、指導主事自体は配置がされておられませんので、今後も検討をしていきますということで課題にさせていただいております。

教育機関の職員・図書館の職員についてですけれども、これも従来からの課題にありますけれども、やはり正職員に比べまして非常勤職員が多いということで、課題としてそのまま

残っているところがございます。なかなか難しい課題ではありますが、課題の改善に向けて努力はしていくという考えでございます。

48ページ、 になります。学校給食に供する食物の栄養内容ということで、先ほど申し上げたとおり、一部の栄養価については基準に達していないものがやはりありましたので、それらの改善に向けて栄養士を中心に今後も改善に向けて努力をしていくという内容にさせていただきます。

次の49ページは、3つ目のくくりになります。総合計画を推進するための取り組みというところでございます。

この中では、まず51ページをお開きいただきたいと思います。政策1の社会教育の充実の中で、図書館の利用について点検・評価をした内容といたしまして、51ページの下の方に記載がありますけれども、図書館の利用状況、貸し出し数等が減少の傾向にあるというところが、この前のページのグラフなどでも見ていただくとわかりますけれども、やはりそこは改善をしていくと。大崎市の図書館が開館したというところでの利用者の減というのは確かにあるのですけれども、やはり美里町としても1人当たりの年間貸し出し図書数などをふやすために努力はしていきたいと思っております。改善策といたしましては、比較的利用の少ない若い年齢層の利用者をふやすことを心がけるための蔵書を整理すると。それから、利用の多い高齢者層向けの資料の提供も今後も行っていくということで考えてございます。

それから、ちょっとページが飛びます。55ページをお開きいただきたいと思います。

55ページの一番下の部分、これは54ページの一番下にある学校評議員会の開催回数ということからの点検・評価などですが、学校評議員につきましては、年間に3回の開催ということで各学校で目標にしていっているのですが、実際は2回がほとんどでございまして、目標には達していないというところがございましたけれども、この点につきましては、今まで点検・評価の内容では、その回数が満たないので改善が必要ではないかという評価だったのですが、学校に今回この点検・評価の内容をお示しして、これは30年度の評価の報告書をお示しして確認していただいたところ、やはりちょっとその評価に対しての意見のずれがございまして、その点につきまして確認、アンケート調査などをして確認したところ、その開催しているのは2回ですが、実際はそれ以外の学校行事やいろいろな機会を捉えて評議員の意見を聞く機会を持っているというところがわかりまして、学校としては評議員の意見を反映させているという結果がわかりましたので、そのような記載をしてございます。今後も学校評議員の意見を聞いていくというところでの工夫は必要かというふうに思っております。

ちょっとページが飛びます。58ページをお開きいただきたいと思います。

今申し上げたとおり、大きく3つのくりに分けた点検・評価、それから前回からの積み残しの部分も合わせての教育委員会としての点検・評価の報告を評価委員に確認をしていただきまして、3回評価委員会を開催いたしました。委員の方々、お名前と開催月日はごらんのとおりですけれども、その結果、委員会からいただいた意見がございますので、それをここに記載しているところでございます。

58ページの大きな1点目、点検・評価の対象と方法につきましては、下の部分、それから右のページの上まで8件、意見をいただいておりますが、これらにつきましてはおおむね評価をいただいているという、適正であるというような内容でございます。

次、59ページの大きな2、点検・評価の結果についてということで、いろいろと御意見をいただきました。これを(1)から(12)まで事務局のほうで項目だけを整理しまして、それぞれの内容に応じて区分けをしまして御意見を整理いたしました。全体でこの部分では23件の御意見をいただいております。先ほどの大きな1番を含めると、31件の御意見をいただいているところでございます。ただ、先ほどもちょっと申し上げましたが、全てが改善が必要だというような御意見ではなく、半分以上は評価をいただいている部分で、今後も継続をしてほしいとか、より充実させてほしいとか、そういった内容の評価でございます。

それで、この31件いただいた評価につきまして整理をいたしまして、教育委員会といたしまして今後改善策を考えていかななくてはならないという部分を抜き出して、次の63ページ以降のまとめに整理をしたところでございます。

まず、課題と改善策、大きな1番の(1)は未解決となっている前年度の課題と改善策、これは前に申し上げましたとおり、改善されていないという点が4項目ございましたので、それをまたさらにこちらで挙げまして、それぞれの改善策を記載をさせていただいております。

64ページにございますけれども、(2)、これは評価委員会から指摘のあった課題と改善策と。先ほど全体では31件の意見をいただいたというところでございましたが、その中から改善が必要だという部分、あるいは重要だと思われるものを7つ挙げまして、7件に整理して、それぞれの項目について改善策を記載をさせていただいたところでございます。

それから、67ページになります。(3)、これは今申し上げた(1)と(2)以外に、教育委員会の点検の中では改善が必要だと判断したものでございますが、これについては1件ということで、改善すべき項目としては12件、今回挙げさせていただきまして、それぞれの改善策を記載するという形で報告をしてございます。内容については省略をさせていただきたいと

思います。

最後、68ページになります。来年度の点検・評価に向けてというまとめの部分です。今回、来年、前回の点検・評価の大きな反省点としては、点検・評価の時期が非常に遅くなってしまったというのがございましたので、今回は年度初めから作業を始めまして、9月議会で報告できるようにということで進めました。その結果、来年度に向けた取り組みも今後、改善策を講じることができますし、あるいは本年度中からでも取り組める内容もございますので、そういったものについては早速取り組んでいきたいと考えてございます。

それから、引き続き未解決となっている課題につきましては、やはりなかなか難しい面もございますけれども、改善できなくても改善に近づけるような努力は今後もしてまいりたいと考えてございます。

それから、今回の点検・評価をする手法として、学校の現場の声を取り入れるということを行いました。1つは、前回の点検・評価報告書の結果を各学校の校長先生や教頭先生、それから事務長の先生方にもお配りして御意見をいただいたと。そういった中で、やはり今まで教育委員会が行ってきた評価の内容とは少しずれているところがあるというのがわかりまして、今回の点検・評価を行う前には、それらの項目の確認の意味でアンケート調査を何回かさせていただきまして、その結果を踏まえて今回点検・評価の整理をさせていただいたというところがございますので、この辺は学校現場と教育委員会との情報共有という部分もございますので、今後も引き続き行って点検・評価には反映させていきたいというふうに考えてございます。

以上、済みません、簡単ではございますが、私からの御説明とさせていただきます。よろしくお願いいいたします。

- 議長（大橋昭太郎君） ただいま教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書についての説明をいただきました。

皆さんのほうから意見、質問等、何かありませんか。柳田議員。

- 10番（柳田政喜君） 2点お伺いいたします。今、詳しく内容を説明いただきまして、まず、報告書のほうの22ページのほうで、旧中埴小学校敷地内のプールと給食棟の件ですけれども、こちらのほうは改善されていないという評価ということでございますが、早く解体撤去することですけれども、これが今までおくれていた理由と、一応これは本年度中撤去の予定なのか、するつもりなのか、早くてどれぐらいの時期なのかというのがまず1点。1点ずつでよろしいですか。じゃあそれをまず。

- 議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（佐々木信幸君） まず、手続としては、まだ教育財産という形になっておりますので、それを普通財産にするという手続が必要です。教育委員会ではまず用途廃止ですね、学校の財産としての用途廃止の手続を県を通して国に行いまして、その後、教育財産から普通財産にして、町長部局へそれを引き渡しをさせていただくと。その後、解体撤去という形を進めたいと思っておりますが、その用途廃止の部分につきましては、今年度中に手続を進めたいと思っております。

あとは、その解体撤去となりますと、当然予算も必要となりますので、それらは今後、予算措置のところでの調整というふうになるかと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 教育財産から普通財産にする手続が必要なのですが、一般的な教育財産だとしても、やはりそういう不要なものの撤去解体というのはできると思うのですが、今回のものについて、なぜ戻してからしかそういう手続ができないのかということ。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（佐々木信幸君） 手法としては、教育委員会で予算措置をして解体撤去をするということも可能ではあると思います。今まではそういった考えでもあったのですが、なかなかその予算措置が難しい面がございまして、できていないところもあるのですが、（「法律では財産の処分は町長」の声あり）申しわけありません。私の勘違いでございました。財産の処分につきましては、町長の権限ということでございますので、やはり教育委員会としてはまず用途廃止をして、普通財産として町長に引き渡しをさせていただくというのが手順のようでございます。大変申しわけありません。そこを訂正させていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 私もそんなに詳しくないのですが、例えば実際、現在使っている施設を解体するとか撤去するという場合もあるわけですよね。そういう場合も最初に一般財産に戻してから処分するということですか。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 財産を、行政財産として役場の庁舎とか公民館を行政財産というふうに分類します。それをいずれ廃止した場合は、普通財産という形で、空き地のような普通財産、使っていないということですね。普通財産に戻して後は処分するという形になります。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） そういう手続が必要なのでしょうけれども、例えば小学校で現在使って

いる施設があります。例えば今で言うと、中埴小学校跡地ですけれども、不動堂中学校のプールとかもございますよね。あれも処分しなきゃいけないという話になっていると思うのですけれども、あれも処分する際には、その敷地内のプール自体を一般財産にしなきゃ処分できないということですか。（「そうです」の声あり）だからどちらも同じような。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 大きく行政財産と一般財産、普通財産というふうに区分されますが、行政財産を普通財産に、そして処分をするという形になります。先ほど教育財産という名称を使いましたが、教育財産は行政財産の中にいろいろ分類される中にありますので、教育財産である限りはあくまで行政財産であります。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 不動堂中学校のプールに関しても同じ手続だということですので、やはりこちらのほうで意見も上がっていると思うので、やはり検討してもらうことをお願いします。もう1点なのですけれども、今度は27ページ、議事録の公開について、こちらのほうのおくれの理由をお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（佐々木信幸君） まず、本来であれば、定例の教育委員会の議事録の承認というのは、次の定例の教育委員会で承認を受けるというのが決まりになっておりまして、それに向けて本来はしなくてはならないのですが、やはりその職員の事務量というのがありまして、それを理由にはできないのしょうけれども、やはり次第におくれが生じてしまったというところがございまして、今ホームページ上では、この1月の会議までの公開はさせていただいているのですけれども、それ以降の分がまだされていない状況、少しおくれ、少しというか、大分おくれしております。今、担当者も含めて早急に公開できるように事務を進めているところですが、やはり職員の仕事がふえてしまったというのが大きな理由かなと思っております。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） やはり仕事と職員のバランスだと思うのですけれども、一旦おくれしてしまうと、当然キャパに対して仕事が多いという形ですと、次々と積み重なっていきますので。（「そうですね」の声あり）そのどこかで一旦解消して、あとはおくれの出ない仕事量と、あとその職員の配置というんですかね、バランスをとっていかないと常々発生すると思うのですけれども、やはりその辺は早急に対応してもらわないと。一時どこかで一線を引いて、そこで整備する。それで、あとはその後はバランスをとってしてもらわないとその辺は。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（佐々木信幸君） 今、4月から職員の異動等もございまして、新しい体制で進んでおりますが、その中で取り組んでいるのは、職員間の仕事のバランスですね。あと、課長を中心にお互いの業務の内容を確認し合って、例えばこちらの職員で若干余裕がある場合はこちらのサポートをするとか、そういったのを毎日、現在やっております、そういった工夫はさせていただいております。そういったところでこの議事録の公開についても早急に追いつけるようにしたいなというふうに思っております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君） では、3点お伺いしたいと思います。

1点目が26ページ、委員の発言状況についてなのですが、その中に前年度の比較として、発言回数なのですが、「学校再編に関する協議を秘密会で行った会が多くあり」ということだったので、15ページの運営状況の表で秘密会は2回になっています。「秘密会で行った会が多くあり」というところで、あと29年度の点検・評価に關すると、こちらのほうは秘密会が1回なのですが、3議案を除くという形の発言回数が出ているのですが、その秘密会が多くあるというのは、2回以上ほかにも行っているのか、それとも議案数が多かったのかをお伺いします。まず1点目。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（佐々木信幸君） 15ページに示してあります表の備考欄の秘密会というのは、その会議自体全てが秘密会ということで記載をさせていただいております。ちょっと説明不足だったかもしれませんが、それ以外にも定例会、臨時会、公開で行っている際に、その議題によって秘密会を行うというものがございます。個人情報にかかわるものですとか、そういったものも毎回定例会でも1つ2つの案件は秘密会となります。そういった意味で、全体的には秘密会ではないのですが、学校の再編に関する議題を秘密会として行った案件がございまして、それについては30年度は多くございましたので、そういった部分で発言の回数が計上できないというふうに言いましたということでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） 前年度比にすると、秘密会となったのは3議案を除くとあったので、その辺が秘密会を除くということだったのかなと聞きました。

2点目、37ページになります。一番上、「スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワ

ーカーの配置、その他」というところの「その他」とは、どういったことでしょうか。どういったものがあるのかお伺いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（佐々木信幸君） この全体的な内容としては、 の保健に関することということでの整理でございまして、その業務の中では、ここに記載しているもの以外にも数多く行っていると思います。その辺の細かいところが何々かというのは申し上げられないのですが、例えば各学校からの保健室利用の件数の把握ですとか、あるいは熱中症等の照会や確認とか、そういったものも業務としてはありますけれども、それらの細かいところは除かせていただいて、主なものを記載させていただいたというところで、その他とさせていただいたところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） たくさんあるということで、まとめてあるということですね。

最後になります。39ページの一番下のところの で、青少年を対象にした各種教室・講座の参加者の満足度というのがあるのですけれども、こちらの教室・講座の回数等をちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（佐々木信幸君） 済みません、今細かいところの資料を手持ちで持っておりません。申しわけありませんが、後で調べさせていただいて報告させていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） まず、21ページの2)の非常勤職員の比率が高い幼稚園教諭の人員配置を是正するというところがまず1点です。それと、2点目の67ページの正規職員の配置についても、課題が同じだと思います。それで、一応ここにその内容として、幼稚園の運営形態のあり方について今後検討してまいります、さらに67ページにも同じように、今後も人事担当者と検討してまいります、これは毎回、恐らく毎年同じような状況ですね。それで私が聞きたいのは、この検討してまいりますというのは、どのような、具体的に何を検討していった改善しようとしているのか、そういう何か目的があるのかをまず1つお伺いしたいと思います。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

○教育委員会教育次長（佐々木信幸君） やはりその人事に関する事なので、まず教育委員会だけで整理できる課題ではないところがございまして、具体的にどうするという課題解消の具体的なところ、教育委員会の点検・評価の中で書き込むのはちょっと難しい面はあります。

れども、やはりそれは毎年度、予算編成に合わせて人事調整というのもありますので、その場に臨んだ際に教育委員会として、これくらい必要なのでこういう配置をお願いしたいということでの人事担当部署との調整は毎年度行わせていただいております。

例えば幼稚園の教諭なんかにつきましても、不足の生じないように何人は必要ですよとか、あるいはその採用については特に去年なんかだと、4人を採用試験で採用したのですが、結果的には2人の方なんですね。希望されないということで採用が2人になったというところもございまして、結果的に希望どおりにいかないこともございますけれども、そういった部分で調製をさせていただくということは、毎年度行わせていただいているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 私が教育、民生常任委員にいたときからの課題でわかっているのですが、非常に無理があることです。ただ、私が思うには、幼稚園が今、正規採用職員が26人、非常勤が49人、あと教育委員会が任免権を有する職員も非常勤が137人。この数字を今の状態、この状況で報告されても、恐らく改善は非常に難しいというよりも、ほとんどできない状況なんだろうと思うのです。それで、例えば幼稚園の人員配置の正規職員は今何名いる中で、何名までは正規職員が必要です、何%必要で、何%の部分を非常勤職員で対応できるのかという、多分マニュアルで美里町の幼稚園が、そういうところを決めた上で採用していったらば、この数字は変わってくるのではないかと私は思うのです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（大橋昭太郎君） 全体的に質問とか意見とかという部分はいいのですけれども、ぜひ一般質問等で取り上げての質疑を主に行っていただきたいと思いますが、この点検・評価についての大きいところでの質問に限定していただきたいと思います。今のことは。

○教育委員会教育次長（佐々木信幸君） マニュアル化というところでははっきりしたものは無いのですが、教育委員会としては現在、まず最低限幼稚園のクラス担任につきましては、正規職員の配置をするというところで最低のラインというところで、それ以外もできるだけ正規職員は配置してほしいところはありますけれども、まずそこを最低のラインとして今も進めているというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

○副議長（我妻 薫君） 気になるのが、20ページ、さっきおおよそ4点が改善されていないということで、一番上の見出しが、「十分におこなわれていない」という評価にしていました。その文章の中と、果たしてこの表題、ここで表題で言い切っているのかなと。

○議長（大橋昭太郎君） 教育次長。

- 教育委員会教育次長（佐々木信幸君） この20ページから始まる部分は、前年度の課題の改善状況ということで、これは前年度以前のものも入っておりますけれども、その際に評価委員会から挙げられた意見として、あるいは改善策が必要なものとして挙げた際の項目をそのまま使っているんですね。なので、改善が必要だと判断されたときの評価では、このように研修の実施後における成果の検証が十分に行われていないという御意見をいただいたわけですが、それに対して教育委員会としてはこういうふうに今行っていますよというところで、ある程度改善はされていますよという内容で書かせていただいているのが、この内容でございます。
- 副議長（我妻 薫君） 表題が評議委員会の意見。
- 教育委員会教育次長（佐々木信幸君） そうですね。評価委員会からの御意見とか、以前の点検・評価で出されている改善点ということなので、表題はこうになっております。それに対する取り組み状況ということで記載をさせていただいているということでございました。
- 副議長（我妻 薫君） あと、事務局では十分に行われていないのではないよという考え方ね。
- 教育委員会教育次長（佐々木信幸君） はい、そういう書き方です。
- 副議長（我妻 薫君） さっきの4点のほかにもう一つありそうだなというふうにしか読めなかったから。
- 議長（大橋昭太郎君） よろしいですね。（「はい」の声あり）ほかにもございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、次に入る前に若干休憩したいと思います。再開は11時といたします。

午前10時52分 休憩

午前11時00分 再開

- 議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。
- 次に、2）幼児教育・保育の無償化についてに入ります。それでは、総務課長。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは、2つ目の幼児教育・保育の無償化についての説明員を紹介させていただきます。
- 子ども家庭課長の今野でございます。
- 子ども家庭課長（今野正祐君） 今野です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく、子ども家庭課主事の伊藤でございます。
- 子ども家庭課主事（伊藤智昭君） 伊藤です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 教育委員会教育次長の佐々木でございます。

- 教育委員会教育次長（佐々木信幸君） 佐々木です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく、教育委員会教育総務課長の佐藤でございます。
- 教育委員会教育総務課長（佐藤功太郎君） 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく、教育委員会教育総務課主事の島でございます。
- 教育委員会教育総務課主事（島 彩花君） 島です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは、詳細につきまして子ども家庭課長から御説明をさせていただきますと思います。
- 議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（今野正祐君） 改めまして、子ども家庭課の今野でございます。本日、全員協議会で御説明いたしますのは、本年10月1日から実施されます幼児教育・保育の無償化についてでございます。

この間、テレビ・新聞等でも報道されていますとおり、国は幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育・保育の重要性に鑑み、幼稚園・保育所等の利用料を無償化することとしたところでございます。

制度の内容は多岐にわたっておりますが、本日はお配りいたしました資料に基づき、本町の子どもたちにとって幼稚園・保育所等を利用するに当たって、今後どのように変わっていくのかを中心に、皆様に御説明をさせていただきたいというふうに思います。

それでは、資料の内容説明は子ども家庭課の伊藤からさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

- 議長（大橋昭太郎君） 伊藤主事。
- 子ども家庭課主事（伊藤智昭君） 子ども家庭課の伊藤です。よろしくお願いいたします。座ってよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、申しわけありません、座って説明をさせていただきます。

それでは、皆様にお配りしましたA3の1枚の用紙につきまして御説明させていただきます。内容につきましては、先ほど今野課長から御説明がありましたとおり、主に町内の施設の場合に絞ってというところで御説明させていただきます。

幼児教育・保育の無償化についてでございます。美里町の制度改正の趣旨といたしましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律及びその他関係法令は、本年10月1日から施行されます。これで幼児教育・保育の無償化制度というものが始まる形になりますが、このことに伴いまして、本町におきましてもそれに倣う、倣うといいますが、合わせるように、幼児教育・

保育制度の改正を行ってまいるのでございます。

主な関係法令につきましては、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令、子ども・子育て支援法施行規則の一部を改正する内閣府令、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令、ほかにも文言の整理または字句の修正など多岐にわたっておりますが、主な関係法令については以上の４点になります。

続きまして、改正の内容でございます。こちらにつきましては、町内にある種類としては４つの施設について、また幼稚園・保育所どちらもございますけれども、一括して私のほうから御説明させていただきます。

（１）としまして、保育所等、こちらのほうにつきましては、小規模型保育施設、こちらが町内に２カ所ございますので、こちらについても含まれる内容でございます。表中の朱書きしている部分が今回改正、変更になる部分でございます。

まず、保育所保育料につきましては、申しわけありません、まず最初に前提としまして、こちらの年齢、ゼロ歳児から２歳児、３歳児から５歳児と書いてございますけれども、こちらにつきましては、４月１日時点の年齢となります。保育所の中でイメージしていただければと思いますのは、ゼロ歳児クラス、１歳児クラス、２歳児クラスと、年度途中にその次の年齢に上がったとしても、そのクラスは変わりませんので、その範囲という形になります。

保育料につきましては、ゼロ歳児から２歳児につきましては、非課税世帯のみが無償化の対象になります。課税世帯につきましては、従来どおりの保育料の表に基づきまして納入いただく形になります。また、３歳児から５歳児につきましては、全員条件が付されずは無償になります。

続きまして、延長保育料につきましては、ゼロ歳児から２歳児、３歳児から５歳児、どちらについても有償になります。これまでどおりの利用料を支払っていただくという形になります。

続きまして、一時預かり保育料になります。こちらは保育所に在籍しているお子様とはまた別で、スポット的にきょう利用したいですとか、そういった方、こちらは保育所に入る基準を満たしていない、家庭での保育が困難でない方についても利用できるサービスとなっております。ただ、こちらの無償化の対象になりますのは、その利用された方の中で、申しわけありません、ゼロ歳児から２歳児につきましては、住民税非課税世帯、かつ家庭での保育が困難な子供の場合となります。こちらにつきましては、利用の前に家庭での保育が困難で、かつ住民税非課税世帯であるという認定を町から受けるために、事前に申請をいただく形になります。済

みません、それで一時預かり保育料につきましては、こちらの条件のもとで無償化されます。ただし、一旦利用料については一度お支払いいただく形になります。その後、月額4万2,000円を上限に償還払いで給付する形となります。保育所保育料につきましては、そもそも納めていただく必要はなくなるのですけれども、こちら一時預かりにつきましては、一旦納入後にお返しするという形になります。

また、それ以外の子供、住民税非課税世帯でなかったり、主婦の方ですね、共働きでなかったりなど、家庭での保育が困難でない家庭につきましては、これまでどおり有償となります。一時預かり保育料の3歳児から5歳児につきまして、こちらは住民税非課税世帯という条件はなくなりますけれども、家庭での保育が困難な子供の場合という条件が付されております。こちらについても家庭での保育が困難な子供であるという認定が必要になりますので、事前に申請いただく形になります。また、こちらも一旦納入後に、3から5歳児につきましては、3万7,000円を上限に償還払いで給付することといたします。また、3から5歳児につきましても、この家庭での保育が困難ではない子供につきましては、有償となっております。

続きまして、保育所の給食費となります。これまで保育所では給食費としては徴収しておりませんでしたけれども、今回の無償化の制度に伴い保育料が無償化されるに当たりまして、給食費は別途徴収することといたします。給食費につきまして昼食費、加えて、おやつ代を加えて、月額6,000円納付のお願いをする予定でございます。こちらにつきましてゼロ歳から2歳児につきましては、現在の保育料と同じ扱いとするため、保育料に含むとし、別途徴収など発生はいたしません。ですから、ゼロ歳から2歳児までの給食費は発生しない形になります。ただ、3歳児から5歳児につきましては、こちらの6,000円を納付いただく形になります。ただし、一部対象者、免除対象者がございまして、下のアスタリスクで記載されております年収360万円未満の世帯の子供及び第3子以降の子供、こちらにつきましては全額免除される形になります。

続きまして、右のページ、(2)番、認可外保育施設の場合の御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、表1の保育料、一時預かり保育料の欄のみが該当いたします。延長保育料、給食費については今回、申しわけありません、認可外保育所ではこちらの制度の対象には一切なりませんので、また延長保育料は基本的に認可外保育所では発生していないということに鑑み、このように記載させていただいてございます。

認可外保育施設の保育料につきましては、認可の保育所とは異なりまして、それぞれの金額は各施設が定める額となっております。保護者は各施設が定めた保育料を一旦納入いただいた

後に、ゼロ歳児から２歳児の非課税世帯につきましては月額４万２,０００円を上限に、３歳児から５歳児の保育料につきましては月額３万７,０００円を上限に償還払いによって給付されることとなります。

認可外保育所につきましては、認可保育所とはまた異なりまして、一度保育料を支払っていただいた後に町へ請求をしていただくという形になります。なお、こちらの月額４万２,０００円、月額３万７,０００円を超えた部分につきましては、無償化の対象にならず保護者の負担となります。

続きまして、（３）企業主導型保育施設の場合を御説明をさせていただきます。こちらにつきましては、表１の保育料、延長保育料の欄が該当いたします。それぞれの金額につきましては、各施設、企業主導型保育施設の各施設が定める額となっております。ただし、保育料につきましては、これは認可外と同じ３万７,０００円、４万２,０００円とはまた別に定められておりまして、国が示す標準的な利用料の金額を上限に無償化されるとなっております。こちらの国が示す標準的な利用料というものは、企業主導型保育施設の平均などから算出したものだそうであり、毎年示されることになるかと思えます。

続きまして、（４）幼稚園の場合の御説明をさせていただきます。幼稚園につきましては、基本的に３歳児から５歳児のみが入園できるということから、ゼロから２歳児については対象外となっております。保育料につきましては、幼稚園部分、午前中の部分ですね、こちらの利用者につきましては、全員無償になります。

続きまして、預かり保育料につきましては、こちらは申しわけございません、家庭での保育が困難な子供という前提はございますけれども、そもそも預かり保育を利用できるお子様が家庭での保育が困難な子供に限られるために、こちら、文章のほうは割愛させていただいております。ただ、一月当たり５,５００円が無償になりますが、町外の施設などで金額が異なる場合もございます。そういった場合には月額１万１,３００円を上限に無償化されるという形になります。

続きまして、一時預かり保育料について御説明させていただきます。こちらにつきましては、在籍園児のみが利用できるという制度でございます。こちらにつきましては利用する条件としましては、午前中の幼稚園、こちらを利用している方は一時預かりを利用することはどなたもできる形になりますが、今回の無償化の対象になるためには、家庭での保育が困難な子供の場合という条件が付されてございます。こちらにつきましても一旦納入していただいた後に、月額１万１,３００円を上限に償還払いで給付することとなります。こちらの一時預かり保育料を利用する場合、また預かり保育料ですけれども、こちら家庭での保育が困難な子供であるという認定を町のほうに申請いただいて、その認定を受ける必要がございます。家庭での保育が困難な

子供でない場合には有償となります。

給食費につきましては、金額的なところでは今現在徴収している金額と変わらない形になります。ただし、保育料と同じく一部免除対象者、対象範囲を設けられております。免除対象の範囲は同じく年収360万円未満の世帯の子供及び第3子以降の子供、こちらが全額免除となる形にございます。

以上で幼児教育・保育の無償化について御説明させていただきました。よろしくお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま幼児教育・保育の無償化について説明をいただきました。

皆さんのほうから意見、質問等、何かありませんか。柳田議員。

○10番（柳田政喜君） 1カ所だけ表記の方法なのですが、こちらのほうの表記でちょっと矛盾を感じるものですから確認いたします。表1の真ん中の一番下、給食費のところなのですが、無償（保育料に含む）なのですが、保育料に含まれているなら、無償というよりも有償、保育料に含むが適切かと思いますが。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（今野正祐君） 今の議員御指摘のとおり、実際給食費としては手出しはしませんが、御指摘のとおり、確かに保育料の中に含めて徴収しているという事実はございます。ただ、今回改めてこれまでと違うということを強調したいがゆえに、表記につきましてはこのような形にさせていただきましたが、今議員御指摘のとおりの解釈で間違いございません。

○議長（大橋昭太郎君） 柳田議員。

○10番（柳田政喜君） ですから、これを見た人というか、ほかの人が見た場合、勘違いするので、勘違いしないように表記したほうがいいんじゃないですかという提案ですから。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（今野正祐君） 今議員御指摘のとおり、この場でその表記につきましては修正させていただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。じゃあ改めてよろしいですか、議長。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（今野正祐君） それでは、表記の仕方につきましては、「無償」を削りまして、「（保育料に含む）」でございますが、その括弧書きも外していただきまして、「保育料に含む」という表記に変えさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

- 5 番（平吹俊雄君） 今の件なのだけれども、非課税の場合、無償でしょう。だから、今言ったこの無償というのは、私個人の考えなのだけれども、要するに非課税の方は無償で、それから課税の方は有償というふうに私なりに理解したのだけれども、違いますか。
- 議長（大橋昭太郎君） 伊藤主事。
- 子ども家庭課主事（伊藤智昭君） 先ほどの御指摘につきましては、そもそも保育料に含まれるとなっておりますけれども、保育料がゼロ円、無償になる世帯もあるということから、その場合は保育料に含めた状態でなくなるという形の把握でよろしいかと思います。（「有償って書いたら全部入ってしまう」「有償を消したために無償ってなったのかという」「保育料に含まれる」の声あり）
- 議長（大橋昭太郎君） 伊藤主事。
- 子ども家庭課主事（伊藤智昭君） 申しわけございません。給食費の欄につきまして、ゼロ歳児から2歳児の給食費の欄につきましては、ただ一文、「保育料に含む」と修正させていただいたところでございます。これに伴いまして、1番の保育料、こちらに給食費を含むという内容になりますけれども、こちらの住民税非課税世帯につきましては、給食費を含めた保育料、そもそもゼロ円になるということですので、住民税非課税世帯はそもそも給食費は取る必要はなくなるという形になりますし、住民税の課税世帯につきましては、今までどおり保育料に含まれてお支払いいただいているという状態が今後も続いていくという形になります。
- 議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。村松議員。
- 3 番（村松秀雄君） 今回10月からやるようなことなのですが、1つだけ、この赤が今度変更される、それで法令外で町がやっているものでこの表にあるのはありませんよね、という確認。法令の中で全部やっていますよという記述ならいいです。
- 議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。
- 子ども家庭課長（今野正祐君） ただいまの御質問にお答えいたします。
冒頭で説明しましたのは、今回は国の制度改正ということもございまして、その法改正に沿った形で町の制度も構築しておりますので、その国のほうから逸脱するような内容にはなっておりません。全部国の制度改正に伴う内容でございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 副町長。
- 副町長（須田政好君） 1点だけ、町で追加してサービスといいますか、無償にしているものがあります。それは給食費で、国のほうの内閣府令では副食という表現しかしていないのですが、本町では副食と主食とも全て無償にしております。むしろ主食のほう月額300円から400

円ぐらいの実質費用でございますので、それも含めて、主食も含めて無償にするということで、この部分に関しては町の単独の横出しの事業でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 村松議員。

○3番（村松秀雄君） 給食費の6,000円プラスおやつ代、この6,000円に横出しで上乗せになっていますよということによろしいんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） この6,000円のうちの集金が400円分です。これが町の追加で上乗せしたサービスです。

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。（「はい」の声あり）山岸議員。

○9番（山岸三男君） ちょっと細かいところ聞きますけれども、一旦納入後に償還払いで給付しますという表示があるのですけれども、これは保護者が一旦支払いをして、その後、一月後なのか、二月後なのか、その償還払いというその時期というのはどういうものか。

○議長（大橋昭太郎君） 伊藤主事。

○子ども家庭課主事（伊藤智昭君） それでは、先ほどの御質問についてお答えさせていただきます。

償還払いのタイミングといたしましては、四半期を現在想定して制度を構築していく予定でございます。四半期ごとですね。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 毎月でなくて3カ月に1回とか、そういう形で償還払いすると。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（今野正祐君） 今、四半期ごと、3カ月に1回という予定だというお話はしました。ただ、これはまだ確定でございません。ただ、毎月になりますと、これはお客様からの申請行為が必要になってきます。やはり毎月毎月お越しいただいて、その手続はかなり煩雑化するかというふうに思いますので、それはやはり3カ月という期間でまとめて年4回ぐらいで支給するのが、保護者様にとっても余り煩雑にならないのではないかという判断で、現在このような予定を立てているところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 私の感覚では保護者の立場から言ったらば、毎月払うんですよね。毎月、保育料を毎月払うのでしょうか。それで、無料化になって償還が3カ月か4カ月後になって、その3カ月分まとめて戻ってくるという。家庭的には非常に経済的にも私はちょっと大変かな

と思うんですよ。最大月額4万2,000円になる方は余りいないんじゃないかなと思うのですけれども、それにしても二、三万は毎月払う人が、3カ月後か4カ月後になって戻ってくると家庭的にはどうだろう、それ。経済的にも。相当負担増になるんじゃないかと思うのです。そういうことで考慮するのであれば、そこまで考慮する。確かに煩雑な部分はあるのはわかります。ただし、もう一つ償還するときには例えば銀行に振り込むのか、直接来て現金で、それはいろいろ種類はあるのかもしれませんが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（大橋昭太郎君） 子ども家庭課長。

○子ども家庭課長（今野正祐君） まず、その給付の方法ですが、一応口座振替、現代の時代です。口座振替を基本に考えております。あと、今議員御指摘のとおり、やはり3カ月、お客様の申請行為が必要です。事務の煩雑というか、お客様が何回も来なきゃいけないので、かなり御苦労をかけるんじゃないかという配慮で3カ月に1回という話をしました。ただ、やはりその3カ月、やはり御負担がかなり長期間にわたるということを鑑みれば、これを2カ月に1回にするとか、これはちょっとあとお客様が、その辺の声を聞きながら、これから決定していきたいというふうに思いますので、御理解をいただきたいというふうに思います。まだ決定事項ではございませんのでお願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 保護者の経済的な負担を軽減するためもあって無償化になっているわけですから、これを無償化したことによって逆に何か負担が、あらおかしいと思われないうようにぜひやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

では、これより暫時休憩いたします。再開は11時35分といたします。

午前11時27分 休憩

午前11時32分 再開

○議長（大橋昭太郎君） 再開いたします。

次に、3)土地及び建物(旧南郷病院医員住宅)の買い戻しについてに入ります。それでは、総務課長お願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、3点目の土地及び建物(旧南郷病院医員住宅)の買い戻しについての説明員を紹介させていただきます。

町立南郷病院事務長の日野でございます。

- 南郷病院事務長（日野 剛君） 日野です。よろしくお願いします。
- 総務課長（佐々木義則君） 同じく、南郷病院の参事の大橋でございます。
- 南郷病院参事（大橋浩二君） 大橋です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） 防災管財課長の寒河江でございます。
- 防災管財課長（寒河江克哉君） 寒河江です。よろしくお願いいたします。
- 総務課長（佐々木義則君） それでは、早速南郷病院の日野事務長のほうから御説明申し上げます。
- 議長（大橋昭太郎君） 日野事務長。
- 南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、私のほうから説明をさせていただきます。説明に入る前に、資料の訂正をお願いしたいところがあります。買い戻しについての１ページ目の２の経過の欄の平成26年５月11日の段の「トラクターのロータリーの回転歯」が歯科になっていましたので、この「歯」を「回転爪」、「爪」です、「爪」でお願いしたいと思います。よろしくお願いします。お許しいただければ、あと座って御説明したいと思います。（「はい」の声あり）

それでは、本日は議会全員協議会を開催していただきまして、大変ありがとうございます。私のほうから旧南郷病院医員住宅の土地及び建物の買い戻しについて、経過等も含めまして資料及び別紙の１から４について御説明を申し上げます。

初めに、全員協議会資料の１の概要であります。町が売却した土地、給水管が埋設されておりまして、購入者からこの土地では購入した目的が達せられないというような申出書が提出されたことから、今回この土地及び建物を買い戻しを行いたいというものであります。

次に、資料の２の経過の部分でございます。この土地及び建物につきましては、防災管財課を通しまして、平成26年の４月15日号の広報みさとによりまして公売を周知し、平成26年の４月30日、開札の結果、売却金額665万円で平成26年の５月７日に契約を締結しております。なお、この時点では、町及び購入者につきましても、敷地内に給水管が布設されているということは認識しておりませんでした。その後、平成26年の５月11日に、土地及び建物の購入者が土地の一部を畑として使用するため、トラクターで耕していたところ、埋設されていた給水管を破損させまして、水道工事会社に依頼して修理を行いました。

次に、お手元の別紙１をごらんいただければと思います。今回買い戻しを行う土地の見取り図であります。Aが購入者の土地となり、給水管が見取り図のとおり、B、Cの土地まで布設している状態でございます。購入者が給水管を破損した際に、Bさん、Cさんの家が断水し

たことによりまして、購入者の敷地内を要は給水管が布設されているということが判明しまして、防災管財課の担当で給水管の撤去を申し出ているというような状況でございました。

しかしながら、町ではその際に速やかに対応することもなく、平成31年の2月の26日の住民懇談会の場で水道管がいまだに撤去されていないがどうなっているのかというような質問をされることとなりました。平成26年の給水管撤去の話が5年もの期間放置され、なぜ今になって出てきたかでございますが、購入者によると、現在の立場もあり、町に迷惑をかけると思い、気を使って言えなかったというようなことをお話をされております。

今回、平成31年2月26日の住民懇談会の話を受けまして、防災管財課、水道事業所、あと病院の事務局、あと総務課の桐生内部統制指導員にお願いをして調査・検討を行った結果、さらにあと2回の顧問弁護士相談を行った結果、別紙3で添付しております売買契約書第11条（かし担保）の条文にあります、2年の時効も成立していること、また別紙4の民法251条によりまして、共有物である水道管給水管に対しまして、撤去や切り回し工事等もできないことが判明しております。

しかしながら、購入者からの売却時すぐの申し出がありましたにもかかわらず、放置しておりました町の対応も悪かったことがありまして、また令和元年7月31日付で購入者から水道管の埋設によって、購入した当初の目的が達せられないというような申出書も提出を受けましたことから、今回、別紙の2にあります金額によりまして、9月議会に買い戻しの予算措置をお願いすることとなりました。

次に、資料3の買い戻し額と積算方法になります。ここの部分につきまして別紙2をごらんになっていただければと思います。買い戻しの額の積算方法ですが、1の現時点における算定額ですが、（1）土地については、現在の評価額から時価額を算出しまして、土地の総額を算出しております。（2）の建物につきましては、病院事業の固定資産の残存価格での算定によりまして金額を算出しております。土地・建物の合計額は721万8,076円となります。

次に、2の購入者が使用していた期間として、家賃相当を控除する期間及び額になります。購入者が使用していた期間が平成26年の5月から平成31年4月までの期間を基礎として、基準期間として算出しております。期間は全部で60月ではありますが、町としては給水管撤去での申し出に何らの対応もしなかったこと、購入者からも購入当初以降、31年の2月までの間、何も申し出はなかったということを踏まえまして、折半として当時の家賃相当額を減額をいただいて、買い戻すこととしたいものでございます。買い戻しの総額につきましては、639万8,800円であります。

次に、資料に戻っていただきまして、4の原因であります。原因につきましては記載のとおり、土地を売却する際に、埋設物の確認を怠ったこと、また購入者からの申し出について、町が速やかに対応しなかったというのが原因であります。

次に、5の今後の対応になります。今後につきましては記載のとおり、土地等を売買する際の確認事項を定めた業務マニュアルを作成しまして、職員間の情報共有を密にすることを図っていきたいと思います。

以上、私からの説明とさせていただきます。御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

- 議長（大橋昭太郎君）　ただいま3）土地及び建物（旧南郷病院医員住宅）の買い戻しについて説明をいただきました。

皆さんのほうから意見、質問等、何かありませんか。吉田二郎議員。

- 4番（吉田二郎君）　質問ではございませんけれども、恐らく単純にミスだと思いますが、2ページの先ほど説明ありました、土地・建物の単位と、それから別紙2の建物の単位がちょっと違っていたものですから、どちらか訂正なのか。

- 議長（大橋昭太郎君）　事務長。

- 南郷病院事務長（日野　剛君）　大変申しわけありませんでした。資料の2ページ、こちらのほうは単位誤りでありました。平方メートルでございます。大変申しわけありません。

- 議長（大橋昭太郎君）　山岸議員。

- 9番（山岸三男君）　ちょっとお尋ねしますけれども、今回の別紙1にAの部分を買って、購入者から今回申し出が出たということなのですから、先ほどの説明で、水道管が埋設されていることに気づかなかったという説明をされましたよね。ここには土地だけでなく、当時の住宅も建っていたわけですよね。病院の先生の宿舎というか。建物が建っているということは水道は当然入っているわけですから、その当時の売却したときに、水道管が埋設されていたことを知らなかったというのは、どうなんだろうかね。どうも余りにも、説明がそれつくのかなと今、私感じたものですからお尋ねするのですけれども。

- 議長（大橋昭太郎君）　事務長。

- 南郷病院事務長（日野　剛君）　給水管が当時敷地の中を、当然宿舎がありましたので、水道管は当然あるのはわかっていましたが、その敷地の中を、その給水管が設置されていたというのは、当時は把握していなかったと聞いております。

- 議長（大橋昭太郎君）　山岸議員。

- 9 番（山岸三男君） 平成26年のことですから、五、六年前で、このB、Cの土地にも既に建物が、その26年代にはもう建っていたんですかね。建っていたのですか。いわゆるここは3世帯といいですか、建物としては3つあるわけですね。
- 議長（大橋昭太郎君） 事務長。
- 南郷病院事務長（日野 剛君） B、Cともに家は建ってありました。
- 議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。
- 8 番（藤田洋一君） これは平成26年4月15日に広報で公募についてやったわけですが、4月28日に入札参加者が1人だったと。この1人の方は、前はこの方が入っていた人なのか、それとも別な空き家で募集した人なのか、どういう関係、どういう契約だったのか、最初からの契約ですね。その辺をお聞きします。
- 議長（大橋昭太郎君） 事務長。
- 南郷病院事務長（日野 剛君） 当時は空き家でありました。
- 議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。
- 8 番（藤田洋一君） 空き家であるならば、買う人も、これはほとんどまず買う人も、どういうことになっているか大分調べるんですね。売るほうもきちんとしなければいけない。それをしないで守らなかったということで、こういう状態になってしまったのだけれども、買う人も調べなかったと。これはそうすると、契約は、町と直接その人との契約を交わしたということではないんですね。
- 議長（大橋昭太郎君） 事務長。
- 南郷病院事務長（日野 剛君） はい、そのとおりでございます。
- 議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。
- 8 番（藤田洋一君） 買い求めたと。それで、登記もされたと。今度買い戻して、この方は目的の達成があとはここに買い戻されるから入らないという、その辺はどうなのですか。
- 議長（大橋昭太郎君） 事務長。
- 南郷病院事務長（日野 剛君） うちのほうで買い戻すので、その方はもう退去することになります。
- 議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。
- 8 番（藤田洋一君） 共有ですから、将来というか今現在共有になっているのですが、法的には直されないと、水道ですよ、配管ですよ。これを今後どうするのだからお聞きします。
- 議長（大橋昭太郎君） 事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、一応町では、これらの給水管の撤去等も最初は考えました。ところが、やはり民法上の制約がありまして、これらの、要は今丸っきり民地の状況になっているので、これらについては当然切り回しするなりする場合は、Bさん、Cさんの同意も得なくてはなりませんし、もしもそれを工事をしたとしても、民地でありますので、Bさん、Cさんのそれぞれ御負担で新たな水道管を布設いただくような形にならざるを得ないということになります。

それでは、Bさんの絡みですけれども、Bさんにつきましては、実は独居の老人の方で、なおさら認知症の方でありまして、後見人等もついているような状況ではないので、当然ながらこの方から同意を得るといようなことは、なおさら厳しい状況にあります。

○議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

○8番（藤田洋一君） そうすると、これは町にまた戻すわけですが、将来的に町でこれをまた売ると、この土地を売るというんですかね、そのときは新たにこの水道は、これを全部外して、何カ所、2つなら2つ、水道の分を請求して売るといことになるんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、今の御質問にお答えします。給水管については、これを切り回し等をするには到底難しいので、現状のまま給水管が通っているということを明記して新たに、それでもよろしいという方に売るとい方法で検討しております。（「わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君） 2ページの原因について2つお尋ねしたいと思います。

まず、1点目が、土地についての埋設物の確認を怠ったところを、詳細をお願いいたします。要は、すべきことをやらなかったというのがあれば、それを教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、私のほうからただいまの質問につきましてお答えします。明らかに土地の形状等につきましては、当時の担当者になりますけれども、確認を怠ったということが最大の原因でありまして、本来であれば、きちっとその水道の位置とかを確認すべきだったのかなというところであります。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 手島議員。

○6番（手島牧世君） もう1点が、平成26年5月21日、水道管の撤去を申し出たときの、その時点での対応はどのように行って、どのように行ったのかを教えてくださいたいと思います。

速やかに対応できなかったという内容。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） それでは、お答えします。推測のものになってしまうのですが、この26年度、この時期に担当していた職員が、その数カ月後に病気のため退職してしまいました。その担当職員がその通知の処理をしようといういろいろ調べたり対応していたというふうに想定しています。当時の在籍していた職員等にも聞き取りをしましたが、その話については情報共有はされていなかったということでございましたので、本人がそれに対応しようとしている中で、引き継ぎせずにそのまま過ぎてしまったというふうに推測しております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「確認です」の声あり）山岸議員。

○9番（山岸三男君） この地権者の方から申し出が出たことによって、買い戻し金という金額がここに提示されたのですけれども、この所有者とはこの金額で一応合意はされているのでしょうか。あるいは慰謝料とか、そういうのは発生していないのかどうか。それだけ教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、私のほうからお答えします。購入者の方とはある程度、この金額でという話は折り合いはとりあえずついております。損害賠償等については、一切そういうことはないということもお話はしております。（「この金額で本人も一応承諾をしているということ」の声あり）そうですね。あとは議会で予算をお認めいただければということになります。（「わかりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） ちょっとお伺いします。1つは、水道管と給水管と使い分けているので、どういう意味があるのか。別紙の1ね。給水管と水道管が、どういう意味があるのか聞きます。

○議長（大橋昭太郎君） 大橋参事。

○南郷病院参事（大橋浩二君） 図面については別紙1ですね。水道管というのは町所有の本管でございます。それで、その真横に右に向かって道路のその水道管から取り出ししているのが給水管でございます。給水管については、A、B、C個人所有のものでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 千葉議員。

○14番（千葉一男君） この給水管の布設の時期ですけれども、A、B、C、これはそれぞれのそのときの所有者はどうなっていますか。

○議長（大橋昭太郎君） 参事。

○南郷病院参事(大橋浩二君) 私もちっと詳しくわからなかったのですが、当時、かなり昔、戦後間もないころだったそうですが、何か引き上げ者とか、戦後のちっと、何かのちっと関係で引き上げてきた方の住まいとして当時の町が所有してしまして、それを払い下げたものと聞いております。

○議長(大橋昭太郎君) 千葉議員。

○14番(千葉一男君) そうすると、A、B、Cは1人が所有していたんですね、そのとき。でよろしいのですか。(「町の所有」の声あり)町だから1人。

○議長(大橋昭太郎君) ほかにございませんか。(「なし」の声あり)よろしいですか。(「はい」の声あり)

ないようですので、以上で町長からの説明及び意見を求める事項について終わります。御苦労さまでした。

これからその他に入りますが、資料の配付を行いますので、5分ほど休憩いたします。

午前11時59分 休憩

午後 0時02分 再開

○議長(大橋昭太郎君) それでは、再開いたします。

美里町議会運営基準申し合わせ事項について、6月の行財政議会活性化特別委員会で決定された議会報告会を議会懇談会と名称を改めることに関しまして、運営基準に書かれている部分の改正をしなければなりません、手続上、全員協議会での確認がまだ済んでおりません。本日ここで運営基準の改正について皆さんに御確認をお願いしたいと思います。では、局長から説明をお願いいたします。

○事務局長(佐藤俊幸君) クリップでとめました資料の一番上ですね、こちらの新旧対照表、こちらの特別委員会のほうでも一度ごらんになっているかと思いますが、改正案、右側のところです。内容は、議会報告会の部分を議会懇談会に字句を改めるものということ、内容となっております。

それで、この部分を本日の全員協議会のほうで再度確認をいただきましたならば、その資料を、次についておりますのが、めくっていただいた部分、これは皆様のお手元にある例規集の差しかえということで、まず1つは委員会条例、これは6月の本会議のところ、議員発議のほうで既に改正済みでございます。この部分の差しかえと、それからその後が運営基準の該当部分、変更部分が、該当になるところの差しかえということで、これも穴をあけてきましたので、

お手元のほうで差しかえをお願いしたいと思っています。

- 議長（大橋昭太郎君） これについて何か御異議ありますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（大橋昭太郎君） では、そのようにお願いしたいと思います。ほかの連絡事項ですね。
- 事務局長（佐藤俊幸君） それから、案内書が何件か御案内が来ております。１つは、10月4日の県北議長会の研修会の案内でございます。こちらはバツハホールのほうでということで、これは出発時間等が決まりましたら、再度御連絡をいたします。10月4日です。

それと、もう一つが、総合防災訓練、こちらは御案内のとおりでございます。9月の7日です。

それから、もう一つ、封書に入っておりますのが、こどもまつりの御案内でございますので、こちらのほうもよろしく願いいたします。

- 議長（大橋昭太郎君） 防災訓練については作業服ということになるのですが、いかがいたしましょうか。暑いときに何だっけ、あれ、ベスト。（「ベストでいい」「あのベストは議会で買ったやつあるの」「違う、違う、下」の声あり）下はワイシャツでね。ワイシャツにベストということでよろしいですか。（「暑いから、頭」の声あり）帽子は帽子でいいんでないですか。ヘルメットですか。（「帽子なんでしょう」の声あり）帽子は、ヘルメットにするかなんです。帽子でいいですね。じゃあ帽子でということをお願いします。

ほかにいいですか、防災訓練について。（「長靴」の声あり）ズックだべね。（「作業ズボンですかね」の声あり）そうです。（「ベストとヘルメットと長靴はセットだから」の声あり）よろしいですか。（「履くものは結局どちらですか」の声あり）雨天時は、雨天時って下が悪ければ長靴でしょうし、あとは晴れていればズックでも革靴でも結構だと思います。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それから、会津美里との交流会なのですが、１つ考えたのには、会津美里でワインまつりがあるときに、一緒にどうでしょうかということで議長が田園フェスティバルにおいでになったときにお聞きしたら、議員関係ないからいいですよという話だったのですが、そうしましたら、後からやはりかかわっていくということで、それで10月31、１日ではどうでしょうかというような問い合わせがあったようですけれども、そのときに佐野議員、前原議員がウィノナに行っている時期なものですから、11月半ばをめぐりに検討させていただきたいと思いますが、皆さん出席の形でよろしいでしょうか。（「まだわかりません」「日にちによります」の声あり）議員だけです。（「議員だけね」の声あり）はい。その方向で調整させていただきたいというこ

とです。半ばまでの間に。（「平日」の声あり）平日になるでしょうね。（「平日にしてほしい」の声あり）わかりました。（「1泊」の声あり）のつもりなんです。（「議長、10日の週だけやめていただければ」の声あり）あと、局長に交渉させていただきたいと思いますので、その旨、よろしくお願ひしたいと思います。

ほかに皆様のほうから。局長。

- 事務局長（佐藤俊幸君） それから、9月14日が例年ですが、敬老式ということで、議長代理ということで、また何人かの議員さんに会場に行って式辞を代読していただくことになるかと思っています。こちらですが、まだ決まっておりませんで、決まりましたならば、会期中になるか、皆さんのほうに改めてまたお知らせをさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。（「日曜日なので15日でもいいのね」「14日」の声あり）

- 議長（大橋昭太郎君） 藤田議員。

- 8番（藤田洋一君） 定例会の報告をちょっと。後期高齢の。（「はい」の声あり）では、今月の6日に、令和元年第2回の後期高齢の広域連合の定例会があったんです。議案としては13件ですが、議案どおり可決したと。その中で質疑が出たのですけれども、前から教育、民生でもあったのですけれども、例の補助金の関係ね。健康推進調査事業の。あの辺がいろいろやはり話題になりまして、ことしも去年も、30年も、11市町村だけで毎年同じでないかと、この意見が出て、少し改善する必要があるのではないかという意見が出ましてね。連合としては各自治体も人手不足でなかなかその申請も上がってこないと。待っているのですけれどもないということで今後、連合のほうで逆に各市町村に対して指導というか、いろんな、来て話し合いをして市町村が利用できる補助金をその事業の中に使用できるような方向に持っていきたいという答弁でございました。

それで、涌谷町も30年度は860万円使っております。仙台市は700万円の予算の中で200万円も余っていますからね。そういうことなくして我が町もなるべくだからそういうのを使っていただきたいなということを感じてきましたけれども、県のほうでも積極的に取り組んでやっていこうと、こういうことでありますので、町としても担当課のほうでそういう方向に持っていければなというふうに思います。

それと、あとは会計監査が今度変わりましたね、及川さんという識見監査委員が今度は東松島の土井一朗さんという方に今度なられました。あと、選挙管理委員の関係でですね。それで、我が町の御守さんがこれまでなっていて、何年かに1回だけ、今度変わりました、6人が8人になって、御守さんは美里町だから当たらないということで、変わったところはその辺でした

ので、一応報告でございます。

あとはその資料がありますから、見ていただければわかるのですが、4,238人ぐらい美里におりまして、30年度は105人、75歳未満がふえているという実態でございますので、あと資料のほうは議案書等が来ると思いますので、お目通しいただければというふうに思います。以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 御苦労さまでした。

以上で、これをもちまして、全員協議会を終了したいと思います。副議長、挨拶をお願いします。

○副議長（我妻 薫君） お昼過ぎてしまいましたけれども、以上で全員協議会を終わりたいと思います。

午後0時12分 閉会